

# 障害者自立支援法訴訟

No.3 (2009.5 発行)

## 勝利をめざす広島の会ニュース

発行元 勝利をめざす広島の会

### 第1次提訴：第2回公判行われ、120名の支援者が集結！！

4月23日（木）に、第1次提訴（原告 秋保夫妻）の第2回の公判が行われました。第1回目の公判では、傍聴者の調整は、きょうされん広島県支部（「勝利をめざす会」事務局）に任せてもらったのですが、今回の公判では、抽選となりました。（前回の時に、混乱したからというのが裁判所の説明。※そんなことはなかったと思うのですが…。）

今回の公判には、約120名の支援者が駆けつけてくださいました。

今回の公判は、お互いの意見陳述などはなく、書面提出のみで開廷から閉廷までの時間は正味13分、味気のない内容でした。

### 報告集会、国鉄広島ナッパーズの山上茂典さんが応援に！！

公判終了後、弁護士会館で行われた報告集会に、1047名の解雇に断固と立ち向かっている国労組合員で、シンガーソングライターの山上茂典さんが、ギター片手に応援に駆けつけてくださいました。



山上茂典さん

もみじ作業所の仲間が作詞、山上さんが作曲された「走れ車イス」や派遣労働者への応援歌でもある「野の花」など、軽妙な語り口と魂の入った歌声で、会場はあったかい雰囲気にもまれ、そして、元気をいっぱいもらったステージでした。



笑顔あふれる会場の様子

報告集会には、世話人代表の浅井基文先生も来てくださり、挨拶をいただいた後に、井上弁護士から、今日の公判の要点について説明がありました。（裏面へ）



浅井基文先生（ウィットに富んだ挨拶でした。）



井上弁護士（中央で立っている人）

## 井上弁護士の説明の要点

### ●書面陳述について

あらかじめ提出した書面を読み上げたという形式をとった。

弁護団が提出した書面は、裁判所の質問に対する回答であり、要点は次の2点。

#### ①秋保さんに対するサービス利用料の一部負担決定の取消を求める訴えについて

裁判所は、秋保さんにサービス利用料の全額免除を申請する権利があるのかと問うてきている。申請する権利が認められなければ、そもそも取消しを求める対象となる秋保さんの全額免除申請を認めなかった決定が存在しないということになってしまう可能性がある。

この点について、弁護団は、「憲法の規定、自立支援法の立法趣旨等から全額免除を申請する権利は認められる」旨を回答した。

#### ②秋保さんの利用料全額免除を受けることのできる地位の確認を求める訴えについて

裁判所は、全額免除を受けることのできる地位の確認を求めることの利益があるのかと問うてきている。廿日市市が一部負担決定を取り消せば、それでいいのではないかというのが裁判所の質問の主旨。

この点について、弁護団は、「今回処分が取り消されたとしても、またいつか負担決定されるようなことがあっては困る。これが繰り返されないように裁判所に確認を求める利益がある」旨を回答した。

### ●被告の準備書面（訴状に対する反論）

反論の書面が廿日市市と国から出ている。

前半→障害者自立支援法が制定された経緯や国の認識が書いてある。

・応能負担の制度では、サービスが行きわたらないと書かれている。

後半→障害者自立支援法は、憲法や障害者権利条約に違反はしないという反論 例えば、

・憲法第14条の法の下での平等では

障害福祉サービスを受けるのは障害のある人だけ、だから障害のない人との違いを論ずるのは意味がないとしている。

もともと、障害のある人のみがサービスを受けるのであるから、障害のない人と一緒にして論じるのはおかしい。だから、障害者に対する支援制度については、国に裁量権があると言っている。

・権利条約との関係では

日本は、現在批准していないので当てはまらないとしている。

### ●今後の進行としては、まず被告の準備書面に対する反論の書面を作成することになる。

## 大阪、福岡からも応援に！！

大阪から青木弁護士、福岡からは中村弁護士が応援に来てくださり、それぞれの地域での取り組み状況、連帯の挨拶をいただきました。



青木弁護士

中村弁護士

## 第三次訴訟の決意表明も！！

全国的取り組みとして、10月1日には第三次訴訟が予定されています。

広島県では、呉市在住の山本さん（娘さんが障害のある方です。）が原告になる決意表明をされました。

また、原告の秋保さんからお礼の挨拶、第二次訴訟原告の森岡さんからも発言がありました。

最後に、石口弁護団長から「こんなに会場に入れにくいくらい大勢の人が集まる裁判はそんなにはない。この訴訟の応援歌を山上さんに作ってもらい、みんなで街に出てしっかり訴えていこう。」と活力あふれる閉会の挨拶で集会を終えました。



呉市の山本さん

次回公判は、7月2日（木）午前10時から行われます。みなさん、ぜひ、傍聴、支援に駆けつけてください。次回も弁護士会館にて報告集会を行います。自立支援法訴訟の応援歌もできているかもしれませんね。お楽しみに！明るく、楽しく元気を出して共に頑張りましょうね！！